焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日 最近改正 平成 24 年 9 月 25 日 (改正施行 平成 24 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。)第97条の規定により、焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準を次のとおり定める。

1 定義

- (1) この指導基準において「事業者」とは、焼却施設の解体工事を施工しようとする者をいう。
- (2) この指導基準において「ばいじん等」とは、焼却施設において廃棄物を焼却した結果生じたばいじん及び 焼却灰その他の燃え殻をいう。

2 環境対策及び調査

- (1) 事業者は、焼却施設の解体工事を行うに当たってこの指導基準に定める事項を遵守するとともに、当該工事を行う地域の環境に配慮し、汚染の未然防止に努めること。
- (2) 事業者は、解体工事を行うに当たっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、当該解体工事に伴って生じる排気、汚水等による環境汚染を防止するため、次により環境対策を決定し、必要な措置を講ずること。
 - ア 解体工事を行う焼却施設の区分を別表1により決定する。
 - イ 環境対策については、アで決定した各区分ごとに、別表2に示す措置を講ずること。
- (3) 事業者は、解体工事の期間中及び終了時において、当該工事による汚染の把握に努めること。
- (4) 事業者は、解体工事を行う焼却施設の敷地内における環境の状況を把握するため、別表3に掲げる調査を実施すること。
- (5) 事業者は、汚染が確認された場合は、原因究明のための調査及び汚染の拡大防止のための措置を講じ、その内容を記録・保管すること。

3 廃棄物の適正処理

(1) 当該解体工事によって発生する廃棄物を排出する事業者は、当該廃棄物について、次に掲げる措置を講じた上で処分すること。

ア 廃棄物の適正保管

廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃え殻、がれき類、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に、廃棄物の種類等に従って適切に保管すること。

イ 保管場所の雨水対策

廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。

ウ 地下浸透防止対策

廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が 地下に浸透しないための措置を講ずること。

エ 廃棄物の適正処理

廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分を委託する場合には、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続を確実に行い、廃棄物の適正処理を実施すること。

(2) 当該解体工事から発生した特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物以外の廃棄物については、必要があると認められる場合、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に準じて処理すること。

4 土壌調査及び対策

事業者は、解体工事終了後の土壌調査の結果、別表3の土壌分析に規定するダイオキシン類については、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)の土壌の基準値、その他の物質については土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条に定める基準を超える結果が得られた場合は、表層土の除去等の対策を実施すること。

5 情報提供

- (1) 事業者は、解体工事を行う焼却施設の近隣住民に対し、工事の着手前、期間中、終了後を通じて、当該解体工事に関する調査結果等の情報の提供に努めること。
- (2) 事業者は、当該工事の施工業者名、連絡先、工程、概要等について、常に見やすい場所に表示すること。

別表1 焼却施設の区分

指導基準の対象	焼却施設の規模、使用形態及び作業方法	区分
条例施行規則別表第1 の51の項に掲げる作業 に係る廃棄物焼却炉	次のいずれかに該当するもの ・ 大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉(注2)を有する焼却施設 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けている焼却施設(注3) ・ 医療系廃棄物を焼却した焼却施設 ・ 溶断による解体作業を行う焼却施設	A
(注1)を有する焼却施設		В
	A区分及びB区分に該当しないもので、焼却施設、車両、機材、保護具 等を洗浄する作業を行うもの	С
	A区分、B区分及びC区分に該当しないもの	D

- (注1) 火格子面積又は火床面積が $0.5\,\mathrm{m}$ 以上であるもの、焼却能力が $50\mathrm{kg/h}$ 以上であるもの及び一次燃 焼室の容積が $0.8\,\mathrm{m}^3$ 以上であるもの
- (注2) 火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/h以上
- (注3) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等の焼却施設で、法で定める処理能力を超えるもの

別表2 環境対策

対策		区分				
	71 7K		В	С	D	
飛散防止対策	<施設全体又は工事区画の密閉> 解体工事を行う焼却施設の全体又は解体工事を行う区画の全体を仮設の壁等及び天井により隔離すること。 ただし、煙突等全体を覆うことが困難な設備については、作業を行う 箇所ごとに隔離するなどの飛散防止対策を実施すること。 なお、解体工事を行う焼却施設が屋内にある場合で、当該建屋の開口 部を目張りによりふさぐ等の措置を行った場合は、これにより全体の隔離とする。	0	0	△ (注1)	△ (注1)	
	<作業所内空気の排気、フィルターによる排気の処理> 解体工事の作業を行う場所の内部の空気をHEPAフィルター等の 適切な排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引する。 排気処理の管理目標は、(注2)に掲げるものとする。	0	0	_	_	
	<作業所内空気の減圧> 解体工事の作業を行う場所の内部の空気を外部に対し減圧して行う こと。ただし、密閉が困難な部位については、この限りでない。	0	_	_	_	
	<作業場所の湿潤化> 解体工事の作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講じて行うこと。	0	0	0	0	
	<車両・保護具等に付着したばいじん等の除去> 解体工事の作業場所で使用した車両、機材、保護具等を当該作業場所 の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着した ばいじん等の飛散を防止すること。	0	0	0	0	

流出防止対策	<汚水の周囲への流出防止> ① 汚染物の飛散防止のための湿潤化、汚染物を除去するための高圧洗 浄等水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された 水の周囲への流出を防止するための措置を講ずること。 ② ①の作業を行う場所にたまった汚水は、吸収材等を用いての回収等 により速やかに排除すること。	0	0	0	_
	<地下浸透防止> 焼却施設の基礎部分及び周囲がコンクリート等の不浸透性材料で覆われていない場合は、当該焼却施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水の地下への浸透を防止するとともに、焼却施設の内部にたまった汚水が焼却施設の外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で速やかに回収する等の措置を講ずること。	0	0	0	
	(汚水の処理> ① 解体工事により発生した汚水の処理は、排水処理設備による排水処理後、場外へ排出するなど適正に処理すること。ただし、場内における汚水の処理が困難な場合は、汚水を貯留して場外へ搬出すること。 ② 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合は、(注3)に掲げる排水基準を満足すること。この場合において、解体工事を行う焼却施設に既に設置されている排水処理設備を利用するときは、当該排水処理設備が水質及び水量についての処理能力を有している場合に限る。 ③ 汚水を場外へ搬出し処理を行う場合は、(注3)に掲げる排水基準を遵守できる処理を行うこと。 ④ 前①の排水処理設備は、排水処理に支障が生じないように維持管理を行うこと。	0	0	0	_
	<雨水排除> 雨水が汚水と混じり合わないように、雨水を適切に排除できるための 措置を講ずること。	0	0	0	_

- (注1) 煙突や投入口等の開口部を目張りし、焼却施設全体をビニールシート等で覆うこと。
- (注2) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準 (平成11年環境庁告 示第68号) 別表に掲げる大気の基準値
- (注3) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)別表第2に定める排出基準 及び条例施行規則別表第11に掲げる排水の規制基準

別表3 環境調査

分析		区分			
		A	В	С	D
環境調査	<大気分析> ○測定時期…解体工事中 ○分析項目…ダイオキシン類 解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期 (汚染物の除去作業中等) に、解体工事を行う焼却施設を中心にした4方 向の敷地境界内の場所において「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(環境省環境管理局 総務課ダイオキシン対策室・大気環境課)」に 定める分析方法に基づき分析すること。	0		ı	_
	 <土壌分析> ○測定時期…解体工事前及び工事後 ○分析項目…ダイオキシン類、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物 ① 解体工事着手前 購入した土又は他の場所から持ってきた土を十分混合し、均一な土壌(以下「調査用土壌」という。)を用意し、採取する。 調査用土壌は採取可能なように概ね1㎡の容器(水抜き用の穴があるもの)に厚さ10㎝以上となるように入れ、解体工事を行う焼却施設を中 	0	0	-	-

心にした4方向の敷地境界内の場所に設置する。 当該土壌について、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(環境省水・大気環境局土壌環境課)」、その他の物質については「土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第6条第3項第4号及び第6条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法」に定める分析方法に基づき分析すること。 ② 解体工事終了後 ①で設置した容器の土壌を深さ1cmの範囲で採取し、①と同様に分析すること。				
<水質分析> ○測定時期…解体工事中 ○分析項目…ダイオキシン類、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物 解体工事の期間中に発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合にあっては、解体工事の期間中で、排水処理設備に最も多くの汚水及び除去した汚染物が流入する時期に1回、排水口(排水口が複数箇所ある場合は、それぞれの排水口)の水を採取し、ダイオキシン類については「JIS K0312」、その他の物質については条例施行規則別表第11の備考8に定める分析方法に基づき分析すること。	0	0	0	_